

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例	第44号	(道路維持課)	742
愛知県県税条例の一部を改正する条例	第45号	(税務課)	746
愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第46号	(市町村課)	746
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第47号	(人事課)	746
愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例	第48号	(文化芸術課)	747
愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例	第49号	(環境活動推進課)	748

本号で公布された条例のあらまし

県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(条例第44号)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正により条例で定めることとされた県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、次のとおり定めることとした。
 - 標示板の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に寸法が図示されたものにあつては、当該図示された寸法とし、それ以外のものにあつては、知事が定める寸法とすること。
 - その他標示板の寸法を拡大し、又は縮小することができる場合並びに標示板に表示する文字及び記号並びに標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について定めること。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知県県税条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の一部改正により、知事の権限に属する事務が市に移譲されたこと等に伴い、規定の整理を行うこととした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 暴力団等から危害を加えられるおそれのある者の保護対策の業務を警察業務手当を加算して支給する業

務とし、その加算する額を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 愛知県図書館に指定管理者制度を導入することとした。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、愛知県図書館の駐車場の利用の許可等を行い、その他愛知県図書館を維持管理することとした。

3 愛知県図書館の駐車場の利用に係る料金について、利用料金制度を導入することとした。

4 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとした。

愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 事業に係る計画の立案段階において、事業の実施想定区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その検討の結果について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成、公表等を行う手続を創設し、その内容を次のとおり定めることとした。

(1) 事業者（環境影響評価法の規定により配慮書の手続を行う者を除く。以下「配慮書事業者」という。）は、事業の実施区域等を決定するに当たり、一又は二以上の事業の実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行わなければならないこと。

(2) 配慮書事業者は、(1)の検討の結果について配慮書等を作成し、知事及び関係市町村長に送付し、及び公表しなければならないこと。

(3) 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努め、配慮書について意見を求めたときは、意見の概要等を記載した書類を知事及び関係市町村長に送付しなければならないこと。

(4) 知事は、関係市町村長及び愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、配慮書について意見を述べるができること。

(5) 配慮書事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、(4)の知事の意見を勘案して事業の実施区域等を決定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならないこと。

2 事業者は、方法書等を作成したときは、インターネットの利用等により公表しなければならないこととした。

3 事業者は、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。

4 知事は、配慮書事業者がこの条例の規定に違反して1(1)の検討を行わない場合等に勧告し、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとした。

5 災害復旧又は再度災害の防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、この条例の規定は適用しないこととした。

6 その他必要な規定の整備を行うこととした。

7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、5については公布の日から、8については同年2月1日から施行することとした。

8 配慮書事業者は、この条例の施行前において、1の手続を行うことができることとした。

条 例

愛知に設ける県立図書館の運営に関する条例の一部を改正する条例

平成二十四年七月六日

愛知県知事 大村 敏 博

愛知県条例第四十四号

愛知に設ける県立図書館の運営に関する条例

(第三)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の規定に基づき、県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この条例において使用する用語は、道路法において使用する用語の例による。

（案内標識の寸法）

第三条 案内標識の標示板の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

一 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和二十五年^{総理府}建設省^令第三号。以下「令」という。）別表第二に標示板の寸法が図示された案内標識 当該図示された寸法

二 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 知事が定める寸法

2 前項第一号に掲げる案内標識で次の各号に掲げるものの標示板の寸法は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める寸法とすることができる。

一 次に掲げる案内標識 それぞれ次に定める寸法

イ 地名又は道路の通称名を表示する案内標識 当該地名又は道路の通称名の文字の字数の多少により前項第一号の規定による寸法を拡大し、又は縮小した寸法

ロ 案内標識の標示板に文字又は記号を付加して表示する場合における当該案内標識 当該文字又は記号の表示に必要な範囲内で前項第一号の規定による寸法を拡大した寸法

二 自動車専用道路（道路法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設ける案内標識 前項第一号の規定による寸法（前号の規定により寸法を拡大し、又は縮小する場合にあつては、当該拡大又は縮小後の寸法。次号において同じ。）を二倍までの倍率で拡大した寸法（当該寸法が同項第一号の規定による寸法の三倍の寸法を超えることとなる場合にあつては、当該三倍の寸法）

三 自動車専用道路以外の県道に設ける案内標識 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項第一号の規定による寸法を二倍までの倍率で拡大した寸法

ロ 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 前項第一号の規定による寸法を二分の一までの倍率で縮小した寸法

3 案内標識の標示板に表示する文字（数字を含む。以下同じ。）の寸法は、次の各号に掲げる案内標識の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

一 令別表第二に文字の寸法が図示された案内標識 当該図示された寸法（前項第二号又は第

三号の規定により当該案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法)

二 前号に掲げる案内標識以外の案内標識 次に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 自動車専用道路に設ける案内標識 知事が定める寸法

ロ 自動車専用道路以外の県道に設ける案内標識 次に掲げる案内標識の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

(1) (2)に掲げる案内標識以外の案内標識 次の表の上欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる寸法(ローマ字にあっては当該寸法の二分の一の寸法、数字にあっては知事が定める寸法)

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	文字の寸法(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

(2) 歩行者用の案内標識その他知事が定める案内標識 知事が定める寸法

4 前項第二号ロ(1)に掲げる案内標識の標示板に表示する文字の寸法は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める寸法とすることができる。

一 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項第二号ロ(1)の規定による寸法を三倍までの倍率で拡大した寸法

二 前項第二号ロ(1)の規定による文字の寸法に応じた寸法の標示板の設置により自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 同号ロ(1)の規定による寸法を二分の一までの倍率で縮小した寸法(当該寸法が十センチメートル未満となる場合にあっては、十センチメートル)

5 案内標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

一 令別表第二に寸法が図示された記号 当該図示された寸法(第二項第二号又は第三号の規定により当該記号を表示する案内標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法)

二 前号に掲げる記号以外の記号 知事が定める寸法

6 案内標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法は、知事が定める寸法とする。

(警戒標識の寸法)

第四条 警戒標識の標示板の寸法は、令別表第二に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる警戒標識の標示板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

一 自動車専用道路に設ける警戒標識 前項の規定による寸法を二・五倍までの倍率で拡大した寸法

二 自動車専用道路以外の県道に設ける警戒標識 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める寸法

イ 道路の形状又は交通の状況により必要がある場合 前項の規定による寸法を二倍までの倍率で拡大した寸法

ロ 自動車の通行に支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の必要がある場合 前項の規定による寸法を二分の一までの倍率で縮小した寸法

3 警戒標識の標示板に表示する文字の寸法は、知事が定める寸法とする。

4 警戒標識の標示板に表示する記号の寸法は、次の各号に掲げる記号の区分に応じ、当該各号に定める寸法とする。

一 令別表第二に寸法が図示された記号 当該図示された寸法(第二項の規定により当該記号を表示する警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合にあっては、当該図示された寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法)

二 前号に掲げる記号以外の記号 知事が定める寸法

5 警戒標識の標示板の縁及び縁線の太さの寸法は、知事が定める寸法とする。

(補助標識の寸法)

第五条 案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の標示板(以下「補助標識板」という。)の寸法は、令別表第二に図示された寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助標識板の寸法は、当該各号に定める寸法とすることができる。

一 第三条第一項第二号に掲げる案内標識に附置される補助標識の標示板 知事が定める寸法

二 第三条第二項又は前条第二項の規定により補助標識板が附置される案内標識又は警戒標識の標示板の寸法を拡大し、又は縮小する場合における当該補助標識板 前項の規定による寸法を当該拡大又は縮小の倍率で拡大し、又は縮小した寸法

3 補助標識板に表示する文字及び記号の寸法は、知事が定める寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。